

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成 26 年第 3 回設楽町議会定例会 (第 2 日) 会議録

平成 26 年 9 月 17 日、午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会定例会 (第 2 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|---------|
| 1 金田敏行 | 2 金田文子 | 3 松下好延 |
| 4 夏目忠昭 | 5 渡邊勲 | 6 村松修 |
| 7 鈴木藤雄 | 8 伊藤武 | 9 熊谷勝 |
| 10 田中邦利 | 11 土屋浩 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男	代表監査委員	後藤太
総務課長	原田和久	出納室長	氏原哲哉
企画課長	原田利一	ダム対策室長	富安正裕
津具総合支所長	松井利文	生活課長	滝元光男
産業課長	澤田周蔵	保健福祉センター所長	片桐洋人
建設課長	原田直幸	町民課長	鈴木伸勝
財政課長	鈴木正吾	教育課長	伊藤斉

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝 書記 夏目賢一

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 夏目賢一

6 議事日程

日程第 1 議案第 62 号

設楽町母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第 2 議案第 64 号

平成 26 年度設楽町一般会計補正予算 (第 2 号)

(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)

日程第 3 議案第 65 号

平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(文教厚生委員長報告)

日程第 4 議案第 66 号

平成 26 年度設楽町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

- 日程第5 議案第67号
平成26年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第1号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第6 議案第68号
平成26年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第7 議案第69号
平成26年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第2号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第8 議案第70号
平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第2号)
(総務建設委員長報告)
- 日程第9 陳情第6号
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第10 陳情第7号
「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める陳情
(文教厚生委員長報告)
- 日程第11 陳情第9号
国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第12 陳情第10号
愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第13 陳情第11号
私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第14 認定第1号
平成25年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第15 認定第2号
平成25年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第16 認定第3号
平成25年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 17 認定第 4 号

平成 25 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 18 認定第 5 号

平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 19 認定第 6 号

平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 20 認定第 7 号

平成 25 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 21 認定第 8 号

平成 25 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 22 認定第 9 号

平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 23 認定第 10 号

平成 25 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 24 認定第 11 号

平成 25 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 25 認定第 12 号

平成 25 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 26 認定第 13 号

平成 25 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 27 認定第 14 号

平成 25 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 28 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第 29 所掌事務の調査報告

- 日程第 30 発議第 3 号
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書
(追加)
- 日程第 31 発議第 4 号
「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書
(追加)
- 日程第 32 発議第 5 号
国の私学助成の増額と拡充に関する意見書
(追加)
- 日程第 33 発議第 6 号
愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書
(追加)
- 日程第 34 報告第 9 号
専決処分 of 報告について
(追加)
- 日程第 35 同意第 2 号
設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
(追加)
- 日程第 36 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 37 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 38 東三河広域連合検討特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は 12 名全員です。定足数に達していますので、平成 26 年第 3 回設楽町議会定例会（第 2 日）を開会します。

これから、本日の会議を開きます。初めに町長の挨拶をお願いします。

町長 おはようございます。9 月も中旬を迎え、朝夕はめっきり涼しさを感じる、また過ごしやすくなってまいりました。こうして秋の気配が日増しに訪れてきているなというふうに感じている昨今であります。議員各位におかれましては、9 月議会定例会最終日ということで、全員の方々の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本定例会におかれましては、平成 25 年度決算の認定をはじめ、補正予算、条例改正、人事案件、工事請負契約の締結、さらには財産の取

得など、議員の皆様方には大変多くの議案及び陳情書等について慎重審議を賜りまして、最終日を迎えることができましたことを感謝申し上げます。

さて、来年は設楽町合併 10 周年を迎えるに当たりまして、今年度のプレ事業といたしまして、8月30日に開催いたしました、シタラ・ロック・ジャム・フェスティバルに続きまして、第2弾として10月23日の木曜日でありますけれども、設楽町長杯健康づくりゴルフコンペを名倉カントリークラブで開催することとしております。これは、地元にありますゴルフ場の利用促進にもつなげていこうとするものでありますので、議員の皆さん方にも万障繰り合わせの上、積極的に参加をしていただければありがたいと思います。なお、申し込み期限につきましては9月30日でありますので、隣人ですとか友人の方々に声をかけていただければ幸いです。

次に8月18日から9月4日にかけて、町内7カ所で町長と町民との懇談会を開催したところでございます。全会場で東三河広域連合及び設楽ダム計画に係る現状と関連事業概要について説明させていただいたとともに、地域ごとに関係する重要事項を説明させていただいた後に、町民の皆さん方と自由な意見交換をさせていただいたところでございます。参加者数は145名と少なかつたわけではありますが、町民の皆さんからの御意見、御要望等、さらには提案に耳を傾けるとともに、私との対話が直接できたということで、そうした意味からすれば有意義であったというふうに思っております。また、こうした意見等を今後の町政運営に反映してまいりたいと考えております。

さて、本日は、専決処分の報告及び人事案件であります教育委員の任命に係る同意についての2件を追加上程させていただきましたので、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。審議に先立ちまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。8番伊藤武君。

8伊藤 おはようございます。平成26年度第3回定例会(第2日)の運営について、9月12日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。本日の案件は、委員会付託27件、委員会報告2件、議員提出4件、町長提出2件、継続審査申出3件です。日程第1から順次1件ごとに上程します。日程第1から日程第13、日程第14から日程第27、日程第28から日程第29、日程第30から日程第33は一括上程です。質疑・討論・採決は1件ごとに行います。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いたします。

議長 日程第1、議案第62号「設楽町母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例について」から日程第13、陳情第11号「私立高校生の父母負担を軽減し、

学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。総務建設委員長 3 番松下好延君。

3 松下 平成 26 年第 3 回総務建設委員会委員長報告。9 月 4 日 16 時 25 分より総務建設委員会を開会しました。出席者は委員 6 名全員です。今回、総務建設委員会における審査事件は付託された事件 2 件です。審議の結果を報告します。議案第 64 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」を審議しました。質疑 2 件、討論なし、採決は全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第 70 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 2 号）」を審議しました。質疑なし、討論なし、採決は全員賛成で可決すべきものと決しました。以上です。

議長 文教厚生委員長 1 番金田敏行君。

1 金田 平成 26 年第 3 回文教厚生委員会委員長報告をいたします。9 月 8 日月曜日、16 時 54 分から文教厚生委員会を開催しました。出席者は委員 6 名全員と執行部より 9 名出席いただきました。付託事件 7 件と陳情書 5 件を審議いたしました。審議の結果を報告します。議案第 62 号「設楽町母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第 64 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 2 号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第 65 号「平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第 66 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第 67 号「平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 1 号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第 68 号「平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第 69 号「平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。陳情第 6 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について」を審議いたしました。質疑 6 件、定数改善計画の内容、郡教組の要求内容等の是非について質疑がありました。採決の結果、3 対 2 で採択することに決定いたしました。陳情第 7 号「「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める陳情」について審議いたしました。質疑なし、全員賛成で採択されました。陳情第 9 号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」について審議いたしました。質疑 2 件、経営努力と助成拡充についての質疑がありました。賛成多数で、4 対 1 で採択されました。陳情第 10

号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」について審議いたしました。質疑なし、賛成多数、4対1で採択されました。陳情第11号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」について審議いたしました。質疑5件、私学助成制度の内容について等がありました。賛成多数、3対2で採択されました。以上で、文教厚生委員会の報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第62号「設楽町母子家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第62号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第64号「平成26年度設楽町一般会計補正予算(第2号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第64号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第65号「平成26年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 65 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 65 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 66 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 66 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 66 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 67 号「平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 67 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 67 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 68 号「平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 68 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定すること

に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 68 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 69 号「平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」の
委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 69 号を採決します。採決は、起立によって行い
ます。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定すること
に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 69 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 70 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 2 号)」
の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 70 号を採決します。採決は、起立によって行い
ます。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定すること
に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 70 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 6 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める陳情について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はあり
ませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。陳情第 6 号を採決します。採決は、起立によって行いま
す。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに
賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第6号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第7号「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める陳情」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第7号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第9号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第9号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第10号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第10号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第10号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第 11 号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第 11 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。陳情第 11 号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 日程第 14、認定第 1 号「平成 25 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 27、認定第 14 号「平成 25 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 14 議案を一括議題とします。本案は、決算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。決算特別委員長、11 番土屋浩君。

11 土屋 それでは、決算特別委員会の報告をします。平成 26 年度第 3 回議会定例会(第 1 日)において付託されました、平成 25 年度設楽町一般会計歳入歳出決算及び 13 特別会計歳入歳出決算について、平成 26 年 9 月 4 日と 9 月 8 日の 2 日間、決算特別委員会を開催し、慎重に審査をしました。その結果を、設楽町議会会議規則第 77 条の規定により報告いたします。認定第 1 号「平成 25 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、総務建設委員会所管、文教厚生委員会所管の順に審査し、質疑は 94 件ありました。討論を行い、賛成多数により、本件を認定すべきものと決しました。

次に、13 特別会計歳入歳出決算について審査しました。認定第 2 号「平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑 1 件。認定第 3 号「平成 25 年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑 2 件。認定第 4 号「平成 25 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑なし。認定第 5 号「平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑 1 件。認定第 6 号「平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑 1 件。認定第 7 号「平成 25 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑なし。認定第 8 号「平成 25 年度設楽町つく診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑なし。認定第 9 号「平成 25 年度設楽町情

報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑1件。認定第10号「平成25年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第14号「平成25年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの5財産区特別会計は、質疑はありませんでした。13特別会計とも、採決の結果、認定すべきものと決定しました。

なお、認定第1号「平成25年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する付帯決議案が出され、採決の結果、全会一致で付帯決議を付すことに決定しました。付帯決議の内容は、予算執行が適正に行われなかった事案を重大に受け止め、今後の行政事務に当たり、関係法令を遵守し、適正な予算執行を求めるものであります。以上で、設楽町議会決算特別委員会の報告を終わります。

議長 討論、採決は1件ごとに行います。認定第1号「平成25年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

2 金田 金田文子は、25年度決算を認定することができません。それは、財務に関する事務の正確性が不足していたからです。具体的には商工費の観光のところの需用費の支出において不適切な処理があり、監査で指摘されるにいたった点です。また、不要額が予算減額の12%にもものぼる款があった点です。不用額の目安は5%前後とされているにも関わらず、12%ではいかにも多すぎます。町民の皆さんへ明確に説明することができません。このように、財務上の約束事が共有されていないのは、内部財政統制機能が弱かったということです。このような統制機能が働いていない決算を認めるわけにはまいりません。よって、単年度収支の基本原則に従って、今後一層、予算算定を正確に行い、安易に不用額や繰越額を出さないこと、そして執行段階でのチェックの強化をして、町民に胸を張って説明できる決算にするよう要請します。あわせて、財政統制機能の強化という点から、今の財政指標が悪くなくても今後悪化する可能性を見抜く必要、つまり中長期的な視点を全ての課、職員が共有することを求めます。以上です。

議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

1 金田 私は、本決議案を可とする立場から討論させていただきます。平成25年3月議会で多くの賛成者の議決を受け、認められた予算はきめ細やかに使用され経費の節減に努められていると思います。その結果、不用額が出たのはいたしかたないことかなと思っております。自主財源比率は38.5%と7.4ポイントも改善され、役場新庁舎建設事業やダム関連事業の地域整備事業及びダム移転者への生活再建事業や町道・林道をはじめとする各事業に着手いたしました。町民の住みよいまちづくり・安心安全なまちづくりのために、住民福祉の向上に予算を優先的に確保されている中でも、過疎地有償輸送に使用する車の購入、薪ストーブ購入に対する助成、地域おこし協力隊の設立、町のマスコットキャラクターとましーなちゃんの作成、農業担い手支援住宅改修工事や自主防災組織への防災備品の

配布など、きめ細かなサービスができています。一部の予算執行に不適切な会計処理が出ましたが適切な事後処理がなされ、付帯決議案も出され議員全員賛成の同意を受けました。以上のような事を総合的に判断し、私は本決算案を可とします。多くの議員の皆様の御賛同をお願いいたします。

議長 ほかにも、討論はありませんか。

10 田中 私は、決算討論に反対するものであります。私は、平成 25 年度一般会計決算認定を不可とする立場から、討論を行うものです。歳入 67 億 1907 万 7000 円、歳出 63 億 9318 万 8000 円、これを決算状況報告では「住民福祉の向上や生活の安心・安全の確保など町民の暮らしに欠かせない事業について優先的に確保し、住民サービスの向上に取り組んできた」としてはいますが、果たしてそうでしょうか。決算を概観するならば、優先してきたのは、役場新庁舎建設とダム関連事業であり、これらの事業が実に歳出予算の 27%を占めているではありませんか。よって、町民の暮らしに欠かせない事業を優先的に確保したとはとてもいえません。わたしは、当初予算で「ダム関連事業を町政運営方針の第一の課題に揚げ、本町の最重要課題」とするダム依存の予算では、設楽町の自主的、自立的な発展につながらないと批判し、反対しましたが、決算は、ダム依存、暮らし・福祉なおぎりの財政運営から、住民の暮らし優先に転換したとは、到底いえないものとなっています。第二に、今優先されるべき住民生活の安心・安全、すなわち防災計画の抜本的強化と、住民の福祉の向上は決算ではどうなっているのか。防災対策強化の面では、設楽分署の増築工事の取りやめ、自主防災機器保管庫補助金、木造耐震改修補助金の皆減、災害用備蓄品のための需用費の減額など、当初予算や前年度決算との比較・検討をしたとき、防災対策は遅々として進んでおらず、想定外の風水害や大地震が予見される今日にあって、それに対応できる防災対策の抜本的強化は見えてきません。住民福祉の面では、身体障害者相談支援強化事業が消え、愛厚ホームへの介護保険利用者負担軽減事業、日中一時支援事業、障害共同生活援助の費用が大幅に減額され、性質別歳出では、扶助費は微増にとどまりました。寝たきり高齢者など社会的弱者に対しても厳密に対応するなどした結果だといいますが、暮らしに欠かせない事業を優先的に確保する姿勢とは相違するのではないのでしょうか。言っていることとやっていることが違います。また、アベノミクスや消費税増税、年金の引き下げ、社会保障が後退する中で国保料・介護保険料の負担も年々増大し、多くの加入者が支払いの限界にきています。先の議会では、県の国保補助金の復活を求める意見書を採択しましたが、執行部も意見書には同感できたと思います。県民の健康に対する愛知県の姿勢が問われていた問題でした。振り返って、町の姿勢をみるならば、国保料・介護保険料軽減のための法定制度以外の町独自の繰り入れは、町民の健康を守るために実行に移すべきではありますが、見送られつづけています。一方、決算の実質収支比率は 9.0%で黒字にしすぎて、望ましくない状態になり、財政調整基金は一举に 6 億円積み増しして 22 億円になり、将来負担比率を 12%も引き下げました。また、一部の

費目では不用額を多額に出しました。住民生活を守る積極的な施策を財源がないからできないという理由は成り立ちません。要はやる気があるかどうかというだけです。そのほかにも医療、教育、公共施設の維持管理などの当町としての優先課題がたくさんあります。橋りょう長寿命化修繕計画では95カ所の修繕が必要であるとされ、安全のために間段なく、こうした工事が着手されなければなりません。個人町民税の前納報奨金が廃止されましたが、住民負担の緩和を図らなければなりません。大幅にため込む余裕などないはずで、これらにも振り向けられなければなりません。第3に、花山公園、民俗資料館、集団移転地の空き区画を購入など、不要不急、費用対効果に乏しい財政支出は、厳しくチェックされるころですが、それは一顧だにされてきませんでした。最後に、25年度は町職員の給与が引き下げられ、職員数も減りました。給与削減は国との関係で、いたし方がないとしても地域経済回復の足を引っ張ることになりました。また、正職員を臨時職員で代替えることは行政水準を維持する観点からも慎重にすべきであり、やみくもな定数管理計画に基づく職員削減はかえって行政の停滞につながります。オーバーワークによる職員の健康被害のないよう適切な対処も求めます。また、今回の観光パンフレットの不適切な会計処理は、決算認定付帯決議のとおり、予算執行規定に違反する重大な行為であるばかりでなく、出納閉鎖後の支出が決算書に載るといふ決算の正当性の前提を突き崩す行為であり、偽りの決算となりました。以上を申し上げました理由から、決算を是認できないのは当然のことであり、認定を不可とするものであります。以上です。

議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

3 松下 私は賛成の立場から討論をさせていただきます。大事業であった新庁舎建設も完了し、ダム関連事業は、再検証という思いもかけぬ逆風下にあっても、淡々と着実に水特事業を進め、多くの人々の努力の結果、今年4月、国土交通省の継続という判断につながった。また、施策面では、再生エネルギー、地域おこし協力隊の活用、花の山公園整備、特産品開発、観光振興なども進め、今後の人口減少を少しでも食い止めようと展開しているが、まだまだ始まったばかりで、今後の取り組みに強く期待をしたい。また、インフルエンザ予防接種助成、子育て世代の経費負担軽減も積極的に行われており、若者定住や高齢者対策などにも限られた財源をバランスよく支出をし、また、今後に備えた対応もなされている。昨年3月に議会で25年度予算を認め、それに基づき経費の縮減に努め、効率的に執行された結果の決算ではあるが、しかし、一部の予算執行に会計処理上不適切な事案が認められたが、執行部は速やかに議会全員協議会に報告をし、重大な問題であると認識をし、関係職員への懲戒処分と今後の対応を機敏に、また適切な事後処理をされたことを勘案し、執行部には事態を厳粛に受け止めていただくことを強く指摘し、担当職員の不適切な事務処理については議会として到底認めることはできないが、認められた予算執行の結果である決算については、委員長報告のとおり認定といたします。以上です。

議長 ほかに、討論はありませんか。

(なし)

議長 これで、討論を終わります。認定第1号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第2号「平成25年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第3号「平成25年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第4号「平成25年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第5号「平成25年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第6号「平成25年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第7号「平成25年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第8号「平成25年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第9号「平成25年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第10号「平成25年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第10号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第11号「平成25年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第11号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第12号「平成25年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第12号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定する

ことに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第 12 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第 13 号「平成 25 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 13 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第 13 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第 14 号「平成 25 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 14 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第 14 号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 日程第 28「所掌事務の調査報告」と日程第 29「所掌事務の調査報告」を一括議題とします。設楽ダム対策特別委員長、東三河広域連合検討特別委員長の報告をお願いします。9 番熊谷勝君。

9 熊谷 それでは、ダム関連のほうから御報告申し上げます。平成 26 年第 3 回設楽ダム対策特別委員会の報告をいたします。9 月 10 日、委員全員出席のもと設楽ダム工事事務所長、豊川水系対策本部事務局長、山口議長、設楽町長をはじめ、執行部出席のもと特別委員会を開催いたしました。審査事件 1、所掌事務の調査、主要地方道設楽根羽線現状の説明を受けました。続きまして、主要地方道設楽根羽線の現地視察を行いました。そして、大入頭首工の現地視察を行いました。新豊根ダム現地視察を行いました。以上、設楽ダム対策特別委員会の報告を終わります。

続きまして、広域連合の報告をいたします。平成 26 年第 3 回東三河広域連合検討特別委員会の報告をいたします。9 月 4 日、委員全員出席のもと山口議長、

副町長、教育長、総務課長、企画課長出席のもと、特別委員会を開催いたしました。審査事件1、所掌事務の調査、1、検討ワーキング最終報告（7項目）について行いました。検討ワーキング最終報告（7項目）について、考え方について説明いたしました。2、今後のスケジュールについてであります。1、東三河広域連合関係連合議会は、議会3月までの流れ、そして26年12月規約規定、26年12月規約議決、27年4月開始想定、広域連合の予定スケジュールでございます。3月中旬に全員協議会、議案説明会の開催予定、3月下旬に全員協議会、臨時議会、臨時会開催予定。3、広域連合議会運営に関する議決事項の進め方についての説明を行いました。協議事項、議会人事に関すること、2、開催場所に関すること、3、27年3月議会に関すること、（1）会議規則、委員会条例等（2）臨時会の運営に関する申し合わせについて、議長協議会はワーキングでの検討が必要であり、今後、ワーキングで検討することが異議なく承認されました。以上のような報告をいたしました。以上で終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会、東三河広域連合検討特別委員会の委員長報告は、終わりました。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議がないようでありますので、10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時20分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9 熊谷 先ほどの所掌事務の報告の中です、間違えた点がありましたのでお願いいたします。広域連合の関係ですが、今後のスケジュールについてです、1、東三河広域連合関係連合議会の3月までの流れということで決定したような言い方をしましたが、26年12月規約規定、それから26年12月規約議決というのが予定でありますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

議長 熊谷委員長より報告の訂正及び説明がございました。御承知おきいただきたいと思います。

それでは、日程第30、発議第3号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」から日程第33、発議第6号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書」までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

1 金田 発議第3号、提出者金田敏行、賛成者夏目忠昭。定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由、未来を担う子どもたちにこれまでに増してゆきとどいた教育を行うために、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものであります。詳細は別紙のとおりでござ

います。

発議第4号、提出者金田敏行、賛成者夏目忠昭。「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求めるため、政府関係機関に対し、意見書を提出しようとするものであります。詳細は別紙のとおりでございます。

発議第5号、提出者金田敏行、賛成者夏目忠昭。国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由、父母負担の公私格差の是正のための支援金の拡充・国庫補助制度の堅持と一層の拡充を求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものであります。詳細は別紙のとおりであります。

発議第6号、提出者金田敏行、賛成者夏目忠昭。愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由、父母負担の軽減と公私格差の是正のため私学助成の一層の拡充を求めるため、愛知県に対し意見書を提出しようとするものであります。詳細は別紙のとおりであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。発議第3号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。発議第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。発議第3号は、原案のとおり可決されました。

議長 発議第4号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。発議第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第4号は、原案のとおり可決されました。

議長 発議第5号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書」の質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。発議第5号は、原案のとおり可決されました。

議長 発議第6号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書」の質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。発議第6号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第34、報告第9号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について、報告の説明を求めます。

副町長 報告第9号「専決処分の報告について」、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告する。平成26年9月17日提出、設楽町長横山光明。1枚めくっていただきますと、専決処分書が添付してございます。この件につきましては、議会から設楽町長に専決事項の指定ということで、指定を受けておる事項でございます。50万円以下の損害賠償については、専決処分をしてよいよという指定でございます。26年の9月2日に専決処分をさせていただきました。損害賠償の額でございますけども、金額が22万6000円、損害賠償の相手方が豊田市の株式会社鈴建でございます。裏に参考資料として、その内容が載ってございます。交通事故でございます。事故の発生日時は平成26年8月5日午前8時頃でございます。場所につきましては、愛知県の豊田市足助町サーク

ルKの野口町店の駐車場でございます。その駐車場から職員の車が出車する際、後方確認を怠りまして、相手の車にぶつかったという内容でございます。過失割合につきましては、設楽町が10割ということで賠償金額22万6000円を相手方に払うという内容でございます。以上、説明を終わります。

議長 報告の説明がありました。質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 参考資料の事故内容のところで、後方確認を怠ったために国道へ出ようと停車していた被害者の自動車に衝突したというのが、どういう場面になるんでしょうか。前方確認を怠ったもんで国道に出ようと停車していた自動車に、ちょっとお願いします。

総務課長 相手の車は国道に出ようとして国道の方を向いてました。庁用車のほうが、バックで下がるわけですけど、そのときに確認を怠って、止まっていた車にぶつかったというものです。バックでぶつかったものです。

9 熊谷 専決処分は当然いいんですが、ちょっと事故が多すぎるね。我々も当然、気をつけなきゃなんわけですが、やはりね、公務員としてですよ、ちょっと26年、25年を踏まえてもですね、ちょっと事故が多すぎる。人身事故ではないでいいというものですね、もう少し職員に気をつけないと、ちょっとだらだらしすぎではないかなと。当然、始末書等はどうおられるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

総務課長 速やかに事故報告書を本人から出させています。

9 熊谷 やはりですね、新聞沙汰になるとね、当然厳しい批評も受けるようになりますから、私も警察のほうの関係のいろいろな役をさせていただいておりますけども、事故というのは相当ですね、やはり我々議会議員もそうですけども、地方公務員もですね、やはりこれに愛知県でも、交通事故というのは相当気をつけてほしいと、大村知事からの発令もあって総会も開いてですね、いろいろやっておりますので、設楽町もですね、しっかりこういうことを指導して、ふんどしを締め直すことをやっていただきたいということで、監査の立場でありますけども、申し上げておきますのでよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

2 金田 先に同僚議員のお二人がおっしゃったことと重なるかもしれませんが、ちょっと続きすぎたという感想です。専決処分については規則どおりのことでしていただくのは構わないんですけども、22万6000円というのをほかのことに使えたらよかったのによって町民の方が聞いたら思うと思うので、徹底した再発防止策についてお尋ねします。

総務課長 おっしゃるとおり、ちょっと調べましたら昨年から1年の間に4件庁用車の事故があります。1件は自損でありますので相手はないですけど、そのうち3件については今回の専決処分の報告を含めて、議会のほうに報告をさせていただきます。言われるとおり、いずれの事故も全て職員の不注意というか確認不足とか、そういうことによって起こった事故ばかりですので、まだ人身事故とか大きな物損事故にはつながってはいないですけど、言われるとおり十分職員は注意す

る必要があると思っております、先日の課長会議のほうを通しまして、副町長のほうから職員に向けて厳しく注意喚起のほう指示をされてますので、今後とも、総務課としましては毎日庁用車の利用簿でその状況等を確認してありますが、今後とも事故が起こらないように再発防止に努めていきたいと思っております。以上です。

細かい話ですけども、賠償金で22万6000円という形で今回報告をしておりますけど、庁用車については全て自動車損害共済のほうへ入ってます。全国自治協会のほうを通して入ってますので、全額賠償金については自治協会の方から、自動車の修理工場のほうに支払われます。したがって、町からの持ち出しはございません。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。報告第9号は、終わりました。

議長 日程第35、同意第2号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について、議案の説明を求めます。

副町長 同意第2号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、次の者を設楽町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成26年9月17日提出、設楽町長横山光明。氏名につきましては後藤昌代でございます。説明としましては、金田直孝委員の任期が平成26年11月9日に満了することに伴い、議会の同意を得て新たに任命する必要があるためでございます。後藤昌代さんにつきましては、ただいま59歳でございます、公立学校の養護教諭として12年、親と子の心の相談員として4年勤められております。教育に関する経験も豊富でありますので、教育委員会委員に任命をいたしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第2号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第2号は、同意することに決定しました。

議長 日程第36「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りま

した申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第 37「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第 38「東三河広域連合検討特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。東三河広域連合検討特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。東三河広域連合検討特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、東三河広域連合検討特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

平成 26 年第 3 回設楽町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

閉会 午前 10 時 42 分